

(添付写真の例)

(写真)	〇〇〇宅漏水修理 施工前 点線部分…掘削箇所
(写真)	漏水箇所全景 VP16 チーズ部分
(写真)	漏水箇所アップ VP16 チーズ部分
(写真)	修繕状況 HVP16にて修理

(写真)	修繕後全景 掘削部分修復後
(写真)	撤去部品 VP管接着部より漏水 撤去後確認
(写真)	修繕後量水器指針 指針 〇〇〇m <sup>3</sup> 番号 00Y0000

◎施工業者の皆様へ ー写真等資料についてのお願いー◎

☆上記の写真順・記入内容等は一例です。施工前・施工中・施工後・全景というように、漏水箇所と状況、修繕の過程がわかるような写真を添付してください。

☆写りが悪い、どこの配管かわかりにくいなど、写真では状況が不明瞭な場合は、追加資料として図面等を求める場合があります。

☆写真を撮り忘れた場合や写真撮影が困難な場所など、修繕中の写真が用意できない場合は、**修繕部分の全景写真(撮影可能であれば掘削部分が見えるもの)**と**図面(修繕箇所・配管状況が見えるもの)**を添付してください。

☆写真を撮っていない、メーターの指針を控えていなかった事例について、「少しの漏水だと思うから申請しないと言われていたので写真を撮らず指針も記録しなかったが、後で「やはり申請する」と言われた」という場合が多いです。

漏水発見後すぐに修繕したつもりでも、短期間に大量の漏水が起こっている可能性があり、修繕後の検針で予想以上に漏水が多かったため申請を希望されるケースもあります。

申請対象になり得る箇所での宅内漏水については、修繕後指針の記録や写真のデータ保存など、申請に必要なデータの記録を出来るだけお願いいたします。

(埋設管でも対象にならないケース)

☆給水設備、トイレのボールタップ装置、給湯器(温水器)、埋設の給湯管、受水槽(貯水槽)等及びこれに類する給水器具が原因の漏水。

☆受水槽(貯水槽)や温水器などの給水器具より宅内側の漏水。

☆過去一年以内に同一箇所の漏水で減免申請を受けている場合。

☆使用者・第三者等の故意・過失または不正工事が原因の漏水。

上記のようなケースは、埋設部分からの漏水でも対象外となります。